

各 位

2016年2月15日  
奈良合同法律事務所  
弁護士 佐藤 真理

## NHK 受信料未払い問題奈良地裁で審理

NHK が〇〇市在住のAさんの未納受信料の支払督促を簡易裁判所に申し立てを行ったのに対し、同氏は奈良地裁への移送申し立てをし、同地裁で「放送受信料請求事件」として審理が行われることになりました。

Aさんは、NHK の報道番組が、放送法第4条で定められている「政治的に公平であること」、「報道は事実を曲げないこと」、「意見が対立する問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」などから著しく逸脱しているとして、受信料支払いを34ヶ月間、受信料約4万4千円を凍結してきました。

受信料の支払いは、視聴者とNHK が交わす「受信契約」という双務契約の上での支払いです。従って、NHK が公共放送として放送法で定められている責務、また、放送ガイドラインで「生命線」と謳っている「政府からの自立」が履行されないならば、視聴者には受信料の支払いを拒むことができると考えられます。

梶井勝人会長就任以降、政権与党からの圧力・干渉が強まる中、NHK は政府の広報機関化がますます進み、最近では、“アベチャンネル”と揶揄されている程です。戦前の「大本営発表」報道の歴史を繰り返させないために、NHK には、放送法の規定に基づいた「政府からの自立」した報道を強く迫っていかなければならないと考えます。

奈良地方裁判所での第1回口頭弁論が、3月4日（金）10:00～、2階201号法廷で行われます。弁護士6人の弁護団を結成して裁判に臨みます。本裁判は、受信料と放送法（第4条）を真正面から取り扱う初めての裁判です。

なお、本裁判では、被告のAさんと弁護団を、視聴者市民組織の「NHK 問題を考える奈良の会」が全面的に支援することとしています。

以上